

野辺地町移住支援金交付要綱

(趣旨)

第1条 野辺地町（以下「町」という。）は、青森県まち・ひと・しごと創生総合戦略及び野辺地町まち・ひと・しごと創生総合戦略に基づき、町内への移住・定住の促進及び中小企業等における人手不足の解消に資するため、青森県と共同して行うあおもり移住支援事業において、東京圏（埼玉県、千葉県、東京都及び神奈川県をいう。以下同じ。）から町に移住した者が、あおもり移住支援事業実施要領に基づく移住支援金の支給要件を満たした場合に、予算の範囲内において野辺地町移住支援金（以下「移住支援金」という。）を交付することとする。

当該移住支援金の交付については、青森県移住支援事業・マッチング支援事業及び起業支援事業の実施要領（以下「県実施要領」という。）並びに法令等の定めるもののほか、この要綱に定めるところによるものとする。

(交付金額)

第2条 移住支援金の金額は、世帯の申請の場合にあつては100万円、単身の申請の場合にあつては60万円とする。また、18歳未満の世帯員を帯同して移住する場合は、18歳未満の者一人につき100万円を加算する。

(対象者要件)

第3条 移住支援金の対象者は、次の第1号の要件を満たし、かつ第2号、第3号又は第4号の要件に該当し、世帯の申請をする場合にあつては第5号の要件を満たす者とする。

(1) 移住等に関する要件

次に掲げる事項の全てに該当すること。

ア 移住元に関する要件

次に掲げる事項の全てに該当すること。

(ア) 住民票を移す直前の10年間のうち、通算5年以上、東京23区に在住又は東京圏のうち条件不利地域（過疎地域持続的発展の支援に関する特別措置法（令和3年法律第19号）、山村振興法（昭和40年法律第64号）、離島振興法（昭和28年法律第72号）、半島振興法（昭和60年法律第63号）又は小笠原諸島振興開発特別措置法（昭和44年法律第79号）の指定区域を含む市町村（政令指定都市を除く。）をいう。以下同じ。）以外の地域に在住し、東京23区への通勤（雇用者としての通勤の場合にあつては、雇用保険の被保険者としての通勤に限る。以下同じ。）をしていたこと。

(イ) 住民票を移す直前に、連続して1年以上、東京23区に在住又は東京圏のうち条件不利地域以外の地域に在住し、東京23区への通勤をしていたこと（ただし、東京23区内への通勤の期間については、住民票を移す3か月前までを当該1年の起算点とすることができる。）。

(ウ) ただし、東京圏のうちの条件不利地域以外の地域に在住しつつ、東京23区内の大学等へ通学し、東京23区内の企業等へ就職した者については、通学期間も本事業の移住元としての対象期間とすることができる。

イ 移住先に関する要件

次に掲げる事項の全てに該当すること。

- (ア) 平成31年4月1日以降に町に転入したこと。
- (イ) 移住支援金の申請日（以下「申請日」という。）において、町に転入後1年以内であること。
- (ウ) 町に、申請日から5年以上、継続して居住する意思を有していること。

ウ その他の要件

次に掲げる事項の全てに該当すること。

- (ア) 暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有する者でないこと。
- (イ) 日本人である、又は外国人であって、永住者、日本人の配偶者等、永住者の配偶者等、定住者、特別永住者のいずれかの在留資格を有すること。
- (ウ) その他青森県又は町が移住支援金の対象として不適当と認めた者でないこと。

(2) 就職に関する要件

ア 一般の場合

次に掲げる事項の全てに該当すること。

- (ア) 勤務地が東京圏以外の地域又は東京圏内の条件不利地域に所在すること。
- (イ) 就業先が、青森県が移住支援金の対象として、青森県が運営する東京圏の求職者向けインターネットサイト「青森ジョブ」（以下「マッチングサイト」という。）に掲載している求人であること。
- (ウ) 就業者にとって3親等以内の親族が代表者、取締役などの経営を担う職務を務めている法人等への就業でないこと。
- (エ) 週20時間以上の無期雇用契約に基づいて就業していること。
- (オ) 上記求人への応募日が、マッチングサイトに上記(イ)の求人が移住支援金の対象として掲載された日以降であること。
- (カ) 当該法人等に、申請日から5年以上、継続して勤務する意思を有していること。
- (キ) 転勤、出向、出張、研修等による勤務地の変更ではなく、新規の雇用であること。

イ 専門人材の場合

プロフェッショナル人材事業又は先導的人材マッチング事業を利用して就業した者は、次に掲げる事項の全てに該当すること。

- (ア) 勤務地が東京圏以外の地域又は東京圏内の条件不利地域に所在すること。
- (イ) 週20時間以上の無期雇用契約に基づいて就業していること。
- (ウ) 当該就業先において、申請日から5年以上、継続して勤務する意思を有していること。
- (エ) 転勤、出向、出張、研修等による勤務地の変更ではなく、新規の雇用であること。
- (オ) 目的達成後の解散を前提とした個別プロジェクトへの参加等、離職することが前提でないこと。

(3) テレワークに関する要件

次に掲げる事項の全てに該当すること。

ア 所属先企業等からの命令ではなく、自己の意思により移住した場合であって、移

住先を生活の本拠とし、移住元での業務を引き続き行うこと。

- イ デジタル田園都市国家構想交付金(デジタル実装タイプ(地方創生テレワーク型))
又はその前歴事業を活用した取組の中で、所属先企業等から当該移住者に資金提供
されていないこと。

(4) 起業に関する要件

申請日から1年以内に、青森県が県実施要領に基づいて実施する起業支援事業に係
る起業支援金の交付決定を受けていること。

(5) 世帯に関する要件(世帯向けの金額を申請する場合のみ)

次に掲げる事項の全てに該当すること。

- ア 申請者を含む2人以上の世帯員が移住元において、同一世帯に属していたこと。
- イ 申請者を含む2人以上の世帯員が申請時において、同一世帯に属していること。
- ウ 申請者を含む2人以上の世帯員がいずれも、平成31年4月1日以降に転入した
こと。
- エ 申請者を含む2人以上の世帯員がいずれも、申請日において転入後1年以内であ
ること。
- オ 申請者を含む2人以上の世帯員がいずれも、暴力団等の反社会的勢力又は反社会
的勢力と関係を有する者でないこと。

(交付の申請)

第4条 移住支援金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、移住支援金
交付申請書(様式1)、移住支援金の交付申請に関する誓約事項(様式1別紙)、移住先
の就業先の就業証明書(様式2-1又は様式2-2)及び本人確認書類に加え、前条第
1号の要件を満たし、かつ第2号、第3号又は第4号の要件に該当し、世帯の申請をす
る場合にあっては第5号の要件を満たすことを証明する次に掲げる書類を、申請年の1
2月28日までに町長に提出しなければならない。

(1) 移住に関する書類(ウについては、前条第1号ア③に該当する場合のみ)

- ア 移住前の在住期間及び在住地がわかる住民票
- イ 移住元での就業先、就業場所及び就業期間を確認できる書類(退職した企業での
就業証明書、退職証明書、離職票等)
- ウ 移住元での在学期間を確認できる書類(卒業証明書、成績証明書等)

(2) 起業に関する書類

起業支援金交付決定通知の写し

(3) 世帯に関する書類(世帯での申請の場合のみ)

移住元及び申請時において同一世帯であることがわかる住民票

(4) その他町長が必要とする書類

(交付決定の通知)

第5条 町長は、前条の申請があったときは、その内容を審査し、移住支援金を交付する
ことが適当と認めるときは、速やかに移住支援金交付決定通知書(様式3)により、当
該申請者に通知する。

2 審査の結果支援金の交付を不適当と認める場合又は予算上の理由等により当該年度における支援金の交付が不可である場合も、その旨同様に申請者に通知する。

(移住支援金の請求及び交付)

第6条 交付決定の通知を受けた申請者（以下「交付決定者」という。）は、移住支援金請求書（様式4）により移住支援金を申請日から3カ月以内に町長に請求するものとし、町長は、当該請求書を受領した日から30日以内に移住支援金の交付を行うものとする。

(交付決定通知書の再交付)

第7条 交付決定者が移住支援金の交付を受けた後、紛失等の理由により交付決定通知書の再交付を必要とするときは、移住支援金交付決定通知書再交付願（様式5）を町長に提出しなければならない。

(再交付決定及び通知)

第8条 町長は前条に規定する再交付願を受理したときは、その内容を審査し、適当と認めたときは、速やかに移住支援金交付決定通知書[再交付]（様式6）により、交付決定者に通知する。

(報告及び立入調査)

第9条 青森県及び町は、青森県移住支援事業が適切に実施されたかどうか等を確認するため、必要があると認めるときは、青森県移住支援事業に関する報告及び立入調査を求めることができる。

(返還請求)

第10条 町長は、交付決定者が次の区分に掲げる要件に該当する場合、移住支援金の全額又は半額の返還を請求する。ただし、青森県内の他市町村への転居についてはこの限りではないが、青森県内の他市町村へ転居し、その後他の都道府県に転出した場合は、この限りではない。

(1) 全額の返還

ア 虚偽の申請等をした場合

イ 移住支援金の申請日から3年未満に移住支援金を受給した町から県外に転出した場合

ウ 移住支援金の申請日から1年以内に移住支援金の要件を満たす職を辞した場合（就業の場合のみ）

エ 起業支援事業に係る交付決定を取り消された場合

(2) 半額の返還

移住支援金の申請日から3年以上5年以内に移住支援金を受給した町から県外に転出した場合

(3) 移住支援金の返還免除

ア 申請

交付決定者は、前2号に規定する返還要件に該当するに至った原因が、雇用企業の倒産、災害、病気等のやむを得ない事情によるものであるときは、移住支援金返

還免除申請書（様式 7）に返還免除理由を証する書類を添えて、町に返還の免除を申請できるものとする。

イ 免除決定等

町は、アの申請を受理したときは、返還免除の可否について移住支援金返還免除協議書（様式 8）により青森県と協議するものとする。

ウ 免除決定等の通知

町は、アの申請を受理したときは、イによる青森県の同意後、返還免除の可否に係る決定内容を移住支援金返還免除承認通知書（様式 9）又は移住支援金返還免除不承認通知書（様式 10）により当該交付決定者に通知するものとする。

（返還請求に係る情報共有）

第 11 条 町は、交付決定者が県内の他市町村へ転出する場合は、その転出先の市町村に対しその旨を通知する。

2 県内の市町村において移住支援金の交付を受けた者が町に転入し、その後県外に転出した場合は、移住支援金を交付した市町村に対してその旨通知するとともに、返還請求を行う事案が生じた場合は、速やかに青森県と情報共有する。

（雑則）

第 12 条 この要綱に定めるもののほか、移住支援金の交付に必要な事項は、青森県と町が協議して定める。

附 則

この要綱は、告示の日から施行し、改正後の野辺地町移住支援金交付要綱の規定は、令和 5 年 7 月 5 日から適用する。